

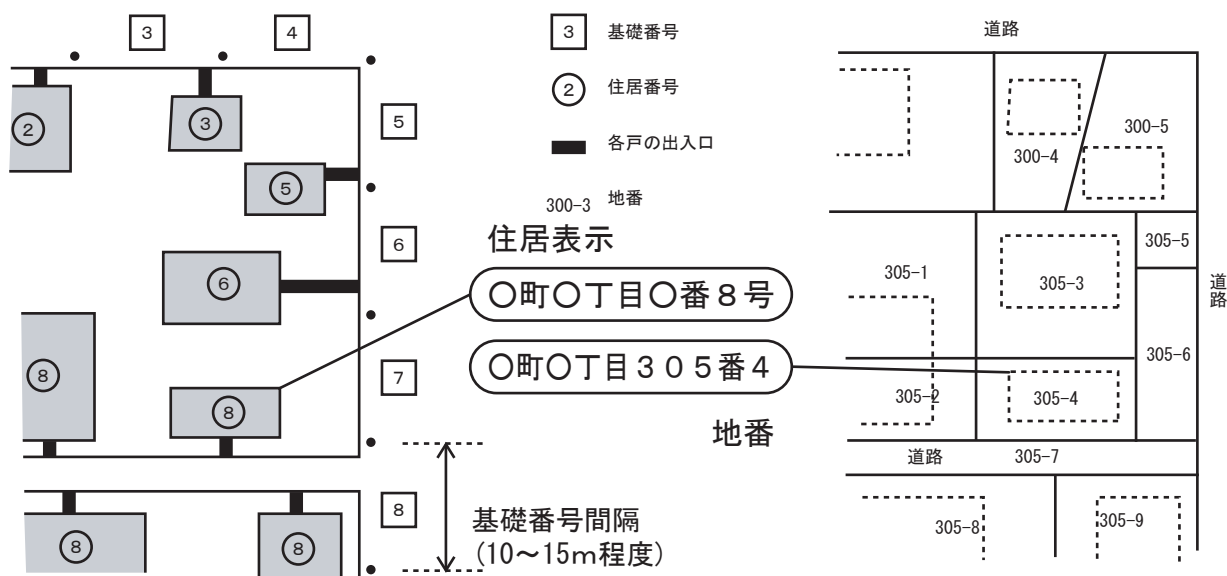
保存用資料

地番と住居表示

地番(ちばん)とは、一筆の土地ごとに登記所が付す番号をいう。

その地方によっては、江戸時代の検地(年貢を徴収するために行われた測量)の際に使われたこともある。しかし基本的には、明治6年に始まった地租改正に伴い全国で統一的に番号が振られた。

地租改正とは、従来の主たる「年貢」である米による税の物納を金納に変更した土地税制改革のことである。その測量は全国の土地の面積・形状・地目とその収益性、所有者を把握する目的で行われた。(地引絵図の完成)



住居表示とは従来の地番表示とは別に住所を表示するもので、あくまで土地所有権の整理番号である。

日本の住所は上図右のような不動産登記の番号である地番を住居の表示に「代用」したため、振られる番号がわかりにくくなっていった。そこで海外の事例から研究が行われ、「住居表示」が登場した。

ちなみに地番と住居表示とは別に存在するので、もし住居表示済みの地区の住民が不動産取引をする場合は地番を法務局で調べる必要がある。たとえば上図のように、住居表示では「〇町〇丁目〇番 8 号」であっても土地表示では「〇町〇丁目 305 番 4」となる。

住居表示のメリットは、土地が分筆・合筆をくり返して地番が変わっても基礎番号は変わらない事にある。ただし過去に、基礎番号を道路沿いに付けたために、それを機に統合、廃止される町名が続出した。その為に数百年続いた町名の多くを消し去ってしまうような事態もあった。

編集 後記

地域のまちづくりを掲げるAgora岐阜では、毎週土曜日 10時から 15時にて土地・建物・相続・事業承継などの無料相談会を行っています。
また第 1、第 3 水曜日 6 時より研修会を行っています。ぜひご参加下さい。